

「ヒト疾患に対するモデル動物」事件  
知財高裁平成24年（ネ）第10054号事件（平成25年12月19日判決）  
（原審 東京地方裁判所平成21年（ワ）第31535号）

## <キーワード>

前訴の拘束力

## <原審の判断>

原判決は、

- ① 控訴人は、訴訟上の信義則により、本件訴訟において、前訴において判示された構成要件Bの文言解釈を争うことは許されず、かつ、均等侵害の主張をすることは許されない、
- ② 本訴マウスは構成要件Bを充足せず、本件発明の技術的範囲に属さない、
- ③ 本件発明の特許請求の範囲の記載はサポート要件に適合しないから、本件特許は無効審判によって無効にされるべきものである、
- ④ 仮に構成要件Bの文言解釈を控訴人の主張のとおりであるとすると、本件発明は、刊行物に記載された知見を適用して容易に想到することができたものであるから、本件特許は無効審判によって無効にされるべきものである、
- ⑤ 仮に控訴人に均等侵害の主張を許しても、本訴マウスは乙14発明に乙27に記載された知見を適用して当業者が容易に推考することができたから、本件発明と均等の範囲にはない、  
として控訴人の請求を棄却した。

## <抜粋>

（1）特許権侵害の有無は、特許権者が有する特許発明の技術的範囲を定め、相手方がその技術的範囲に属する特許発明を実施したか否かによって決せられるものであり、特許発明の技術的範囲の確定（均等の範囲を除く）、すなわち、特許発明の構成要件の解釈は、特許権侵害の有無の判断に当たって必須の前提として明示又は黙示にされている事実判断である。しかし、この判断は、一般的抽象的な規範としての性質をも有するものであり、それゆえに、ひとたび特許発明の構成要件の解釈として裁判所によって確定した公権的判断として示された場合には、これによって関係当事者間の過去の特許権侵害の有無が確定されこれを拘束することは当然であるが、それとともに当該判断は関係当事者の将来の行動規範としての作用をも有することになる。このことも鑑み、本件証拠上に顕れた上記諸事情、特に前訴における当事者双方の主張立証の程度及び内容を総合考慮して勘案すると、控訴人が被控訴人に対して本件発明の構

成要件Bの「ヒト器官から得られた腫瘍組織塊」について前訴における各判決に示された判断と異なる解釈を主張することは、安定的に形成された被控訴人の法的関係に対する合理的な期待を害し、応訴において不相当な反論の負担を強いるものとして、信義則に反し許されないものと解するのが相当である。

(2) 被控訴人は、控訴人が本訴マウスを本件発明と均等なものであることを主張することは訴訟上の信義則に反して許されない旨を主張する。

しかしながら、前訴における各判決に示された判断は、本件発明の構成要件Bの「ヒト器官から得られた腫瘍組織塊」は、ヒトの器官から採取した腫瘍組織塊そのままのものをいい、ヒトの器官から採取しヌードマウスの皮下で継代させた腫瘍組織塊は含まないということと、その解釈を前提として、前訴マウスは構成要件Bの「ヒト器官から得られた腫瘍組織塊」を充足しないということである。ヒトの器官から採取しヌードマウスの皮下で継代させた腫瘍組織塊を有するヌードマウスが本件発明と均等であるか否か、あるいは、ヒト器官から採取しヌードマウスの皮下で継代させた腫瘍組織塊を有する前訴マウスが本件発明と均等であるか否かなどについては、前訴各判決においては何らの判断も示されていない。したがって、その点については当事者間には前提とすべき事情はない。

確かに、控訴人が、前訴において均等論の主張をすることが可能であったか否かの点が、一般的な紛争の一回的な解決の要請の観点から、前訴マウスについての均等侵害を後訴で主張することの妨げとなる余地はある。しかしながら、具体的に存在する対象製品との関係において発明と均等であるか否かを論ずる均等論は、対象製品が主張時に存しなければこれを論ずる余地がないのであるから、前訴時に存在していなかったと認められる本訴マウスについては、その性質上、前訴で本件発明と均等であると主張できず、紛争の一回的な解決の要請が生ずる余地はない。